



# 愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月24日金曜日 第1621号外 1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	1
特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県森林環境税条例.....	4
松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例.....	4
愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	9
愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例.....	13
愛媛県森林環境保全基金条例.....	13
愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例.....	14
愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例.....	15
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	16

## 条 例

### ○愛媛県条例第43号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

## 別表第5 (第3条関係)

## 大 学 教 育 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1		252,700	285,600	365,900
	2	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	326,600	405,500	440,200	519,700
再任 用職 員以 外の 職員	15	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	382,800	458,900	497,000	
	25	385,700	462,000	500,300	
	26	388,400	465,000	503,600	
	27	391,300	468,100		
	28	394,000	471,100		
	29	396,800			
	30	399,400			
	31	402,200			
	32	405,000			
	33	407,900			
	34	410,700			
再任 用職 員		288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、大学に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**附 則**

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
( 大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え )
- 2 この条例の施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) の前日において改正前の職員の給与に関する条例 ( 附則第 6 項において「改正前の条例」という。 ) の大学教育職員給料表の適用を受けていた職員で施行日において改正後の職員の給与に関する条例 ( 附則第 4 項において「改正後の条例」という。 ) の大学教育職員給料表の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級 ( 以下「新級」という。 ) は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級 ( 以下「旧級」という。 ) に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。  
( 大学教育職員給料表の適用を受ける職員の号給の切替え等 )
- 3 前項の規定により新級を決定される職員 ( 附則第 5 項に規定する職員を除く。 ) の施行日における号給 ( 次項において「新号給」という。 ) は、施行日の前日においてその者が受けていた号給 ( 次項において「旧号給」という。 ) と同じ号数の号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の条例第 4 条第 6 項若しくは第 8 項ただし書又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ( 平成12年愛媛県条例第56号。附則第 6 項において「平成12年改正条例」という。 ) 附則第 4 項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間 ( 人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間 ) を新号給を受ける期間に通算する。  
( 大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額切替等 )
- 5 附則第 2 項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
( 旧号給等の基礎 )
- 6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は平成12年改正条例附則第 3 項及び第 4 項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
( 人事委員会規則への委任 )
- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**附則別表 ( 附則第 2 項関係 )**

大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

旧 級	新 級
2 級	1 級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級

**○愛媛県条例第44号**

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例**

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 ( 昭和28年愛媛県条例第 7 号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 9 号中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に改める。

第 7 条の見出し中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に改め、同条中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に、「幹旋」を「あつせん」に、「前条」を「前条」に、「の外」を「のほか」に改める。

別表第 2 職名の欄中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第 3 職名の欄中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に改める。

**附 則**

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

**○愛媛県条例第45号**

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例**

愛媛県職員退職手当条例 ( 昭和29年愛媛県条例第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 37 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例 ( 平成16年愛媛県条例第45号 ) の施行の日から平成20年 3 月31日までの間において退職した者 ( その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。 ) で退職の日の属する年度の末日における年齢が45年以上であるものに対する第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条及び附則第31項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「という。 ) 」とあるのは「という。 ) 及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年 ( 教育公務員特例法 ( 昭和24年法律第 1 号 ) 第 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第28条の 2 第 2 項の規定に基づき定められた定年を含む。 ) と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 ( 10年を超える者にあつては、10年 ) 1 年につき 100 分の 3 を乗じて得た額の合計額」と、第 4 条第 1 項中「教育公務員特例法 ( 昭和24年法律第 1 号 ) 第 7 条」とあるのは「教育公務員特例法第 7 条」と、同項、第 5 条第 1 項及び第 6 条中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年 ( 教育公務員特例法第 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第28条の 2 第 2 項の規定に基づき定められた定年を含む。 ) と退職の日の属

する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、附則第31項中「第3条から第5条の2まで」とあるのは「附則第37項の規定により読み替えて適用される第4条第1項及び第5条第1項」とする。

38 前項の規定の適用を受ける者については、第5条の2の規定は、適用しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### ○愛媛県条例第46号

愛媛県森林環境税条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県森林環境税条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するために森林環境税を課するため、県民税の均等割の税率に関し、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

（賦課徴収）

**第2条** 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人等の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

**第3条** 平成17年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に500円を加算した額とする。

（法人等の県民税の均等割の税率の特例）

**第4条** 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

#### 附 則

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第26号）附則第8項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは

「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円」とする。

#### ○愛媛県条例第47号

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部改正）

**第1条** 次に掲げる条例の規定中「市町村」を「市町」に改める。

- 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）第1条
- 愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）第3条の表1の項第4号
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年愛媛県条例第66号）第4条（見出しを含む。）
- 愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）第15条（見出しを含む。）
- 愛媛県消費者保護条例（昭和50年愛媛県条例第11号）第1条、第3条（見出しを含む。）、第4条第2項及び第14条（見出しを含む。）
- 愛媛県環境基本条例（平成8年愛媛県条例第5号）第1条、第4条第2項、第5条（見出しを含む。）、第6条第4項、第7条第2項、第24条第2項及び第26条第1項
- 愛媛県人権尊重の社会づくり条例（平成13年愛媛県条例第13号）第2条第2項及び第4条（見出しを含む。）
- 愛媛県男女共同参画推進条例（平成14年愛媛県条例第10号）前文、第4条第2項、第10条第1項、第18条及び第19条（見出しを含む。）
- 愛媛県保健所運営協議会条例（昭和28年愛媛県条例第64号）第4条第1項
- 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年愛媛県条例第19号）第23条（見出しを含む。）
- 愛媛県生活安定福祉基金条例（昭和50年愛媛県条例第18号）第6条（見出しを含む。）
- 化製場等の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第21号）第1条並びに第10条の見出し及び同条第1項
- 人にやさしいまちづくり条例（平成8年愛媛県条例第3号）前文、第1条、第4条（見出しを含む。）から第7条まで、第10条、第12条及び第28条（見出しを含む。）
- 愛媛県介護保険財政安定化基金条例（平成12年愛媛県条例第19号）第2条の見出し、第3条、第9条及び附則

第 2 項

- (15) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号）第3条第2項、第4条（見出しを含む。）及び第5条
- (16) 愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年愛媛県条例第52号）第7条第1項及び第3項並びに第8条
- (17) 県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和26年愛媛県条例第3号）第2条第1項
- (18) 愛媛県漁港施設事業負担金条例（昭和32年愛媛県条例第14号）第1条から第3条まで
- (19) 愛媛県漁港管理条例（昭和33年愛媛県条例第10号）第22条（見出しを含む。）
- (20) 愛媛県農村地域工業等導入促進条例（昭和47年愛媛県条例第1号）第2条第3項、第3条第1項、第5条第1項及び第6条
- (21) 愛媛県農村地域工業等導入促進審議会条例（昭和47年愛媛県条例第2号）第4条
- (22) 愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例（平成5年愛媛県条例第20号）第1条
- (23) 愛媛県中山間地域等直接支払基金条例（平成12年愛媛県条例第23号）第1条
- (24) 愛媛県森林整備地域活動支援基金条例（平成14年愛媛県条例第18号）第1条
- (25) 愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条（見出しを含む。）、第15条の2並びに第17条の見出し及び同条第1項
- (26) 愛媛県都市計画審議会条例（昭和44年愛媛県条例第17号）第2条第1項第3号及び第5号
- (27) 愛媛県土木建設事業負担金条例（平成12年愛媛県条例第63号）第1条（見出しを含む。）から第4条まで
- (28) 愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第8条（見出しを含む。）
- (29) 愛媛県議会議員選挙ポスター掲示場設置条例（昭和57年愛媛県条例第26号）第2条及び第3条  
（愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正）

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「市町村内」を「市町内」に改め、同条第3項中「市町村ごと」を「市町ごと」に改める。

第17条の9第1項中「市町村長」を「市町長」に、「取纏め」を「取りまとめ」に改め、同条第2項及び第3項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第57条第2項中「市町村」を「市町」に、「こえる」を「超える」に改める。

第67条の3第1項中「市町村長」を「市町長」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「この限りでない」を「この限りでない」に改め、同条第9項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第67条の4中「市町村長」を「市町長」に、「損かい」を「損壊」に、「並びに」を「及び」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附則第5条第1項第3号及び第6条第2項第2号中「市

町村」を「市町」に改める。

附則第10条第2項第2号及び第3号、第12条第2項第2号及び第3号、第16条第2項第2号及び第3号並びに第16条の4第2項第2号及び第3号中「市町村の」を「市町の」に改める。

（愛媛県地方局設置条例の一部改正）

第3条 愛媛県地方局設置条例（昭和55年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表松山地方局の項所管区域の欄中「、北条市」及び「、温泉郡」を削る。

（愛媛県ふるさとづくり推進条例の一部改正）

第4条 愛媛県ふるさとづくり推進条例（平成元年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村等」を「市町等」に改める。

第3条の見出し中「市町村等」を「市町等」に改め、同条中「市町村」を「市町」に改める。

第5条中「市町村等」を「市町等」に改める。

第6条中「関係市町村等」を「関係市町等」に改める。

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第5条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1の表1の項から6の項までを次のように改める。

1	削除	
2	削除	
3	削除	
4	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段の規定に基づく移送取扱所の設置の許可の申請に対する審査	次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項、7の項、10の項、13の項及び22の項において同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。） 21,000円 (2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 87,000円 (3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額
5	削除	
6	削除	

別表1の表7の項事務の欄中「取扱所」を「移送取扱所」に改め、同項名称の欄中「取扱所変更許可申請手数料」を「移送取扱所変更許可申請手数料」に改め、同項金額の欄中「取扱所」を「移送取扱所」に改め、同表8の項及び9の項を次のように改める。

8	削除	
9	削除	

別表1の表10の項事務の欄中「取扱所」を「移送取扱所」に改め、同項名称の欄中「取扱所設置完成検査手数料」を「移送取扱所設置完成検査手数料」に改め、同項金額の欄中「取扱所」を「移送取扱所」に改め、同表11の項及び12の項を次のように改める。

11	削除	
12	削除	

別表1の表13の項事務の欄中「取扱所」を「移送取扱所」に改め、同項名称の欄中「取扱所変更完成検査手数料」を「移送取扱所変更完成検査手数料」に改め、同項金額の欄中「取扱所」を「移送取扱所」に改め、同表14の項事務の欄及び名称の欄中「製造所、貯蔵所又は取扱所」を「移送取扱所」に改め、同表15の項及び16の項を次のように改める。

15	削除	
16	削除	

別表22の項事務の欄中「又は第2項」及び「特定屋外タンク貯蔵所又は」を削り、同項名称の欄中「特定屋外タンク貯蔵所又は」を削り、同項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円
- (2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第6条** 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条(見出しを含む。)中「市町村」を「市町」に改める。

別表(27の項を除く。)中「市町村」を「市町」に改め、同項事務の欄中「市町村」を「市」に改め、同表32の項市町村の欄、同表42の項同欄及び同表46の項同欄中「各町村」を「各町」に改める。

(愛媛県防災会議条例等の一部改正)

**第7条** 次に掲げる条例の規定中「市町村長」を「市町長」に改める。

- (1) 愛媛県防災会議条例(昭和37年愛媛県条例第49号)第2条第1項及び第2項
- (2) 愛媛県交通安全対策会議条例(昭和45年愛媛県条例第30号)第3条第1項第2号
- (3) 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)第3条第4号  
(愛媛県県立自然公園条例の一部改正)

**第8条** 愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第6条第1項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第9条第2項、第30条第1項及び第4項、第31条、第33条、第38条並びに第41条中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第9条** 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県北条鹿島博物館展示館の項目的の欄及び位置の欄中「北条市」を「松山市」に改め、同表愛媛県農業試験場の項目的の欄中「行なう」を「行う」に改め、同項位置の欄中「北条市」を「松山市」に改める。

別表第2愛媛県中央児童相談所の項所轄区域の欄中「今治市」の下に「(宮窪町四阪島を除く。)」を加え、「北条市」、「(宮窪町四阪島を除く。)」及び「温泉郡」を削り、同表愛媛県東予児童相談所の項同欄中「越智郡」を「今治市」に改め、同表愛媛県松山中央保健所の項同欄、同表松山中小企業労働相談所の項同欄及び同表愛媛県中央家畜保健衛生所の項同欄中「北条市」及び「温泉郡」を削る。

(愛媛県公害防止条例の一部改正)

**第10条** 愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第5条(見出しを含む。)及び第6条中「市町村」を「市町」に改める。

第8条中「関係市町村長」を「関係市町長」に、「きき」を「聴き」に改める。

第23条第2項ただし書、第41条第2項ただし書、第66条第3項ただし書並びに第86条の2の見出し及び同条第1項中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県自然環境保全条例の一部改正)

**第11条** 愛媛県自然環境保全条例(昭和48年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村」を「市町」に改める。

第18条第2項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第20条第2項及び第30条第2項中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例の

一部改正)

**第12条** 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例(昭和52年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「市町村等」を「市町等」に改め、同条中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県自然海浜保全条例の一部改正)

**第13条** 愛媛県自然海浜保全条例(昭和55年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

(愛媛県環境影響評価条例の一部改正)

**第14条** 愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「市町村」を「市町」に改める。

第6条、第9条及び第10条第2項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第14条中「市町村長(以下「関係市町村長」を「市町長(以下「関係市町長」に改める。

第18条中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第20条第4項中「規定する市町村長」を「規定する市町長」に、「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第22条、第27条第3項及び第34条第1項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第37条及び第39条第2項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第41条第1項及び第42条第2項中「市町村」を「市町」に改める。

第44条第1項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第45条(見出しを含む。)、第49条の見出し及び同条第1項並びに第53条第1項第1号及び第2号中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

**第15条** 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項並びに第4条第2項及び第3項中「市町村」を「市町」に改める。

第11条の見出し中「市町村長」を「市町長」に改め、同条中「市町村」を「市町」に改める。

第28条(見出しを含む。)中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県保健所設置条例の一部改正)

**第16条** 愛媛県保健所設置条例(昭和51年愛媛県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表1の表愛媛県松山中央保健所の項所管区域の欄中「北条市」及び「温泉郡」を削る。

(愛媛県児童相談所設置条例の一部改正)

**第17条** 愛媛県児童相談所設置条例(平成12年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表愛媛県中央児童相談所の項所管区域の欄中「今治市」の下に「(宮窪町四阪島を除く。)」を加え、「北条

市」、「(宮窪町四阪島を除く。)」及び「温泉郡」を削り、同表愛媛県東予児童相談所の項同欄中「越智郡」を「今治市」に改める。

(愛媛県地域産業振興条例の一部改正)

**第18条** 愛媛県地域産業振興条例(昭和54年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「関係市町村長等」を「関係市町長等」に改める。

(家畜保健衛生所条例の一部改正)

**第19条** 家畜保健衛生所条例(昭和25年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表愛媛県中央家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「北条市」及び「温泉郡」を削る。

(愛媛県病害虫防除所等に関する条例の一部改正)

**第20条** 愛媛県病害虫防除所等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中「北条市」を「松山市」に改める。

第4条中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部改正)

**第21条** 愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和33年愛媛県条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表松山中央地域農業改良普及センターの項管轄区域の欄中「北条市」及び「温泉郡」を削る。

(愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例の一部改正)

**第22条** 愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例(平成15年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「市町村等」を「市町等」に改め、同条中「市町村」を「市町」に改める。

(建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例の一部改正)

**第23条** 建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例(昭和27年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「町村」を「町」に、「こえる」を「超える」に改める。

(愛媛県普通河川管理条例の一部改正)

**第24条** 愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までの規定中「村」を削る。

(愛媛県屋外広告物条例の一部改正)

**第25条** 愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表喜多郡の項町名の欄中「内子町及び五十崎町」を「及び内子町」に改め、同表北宇和郡の項同欄中「広見町」を削り、「及び三間町」を「三間町及び鬼北町」に改める。

**第26条** 愛媛県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項、第3項及び第4項中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表越智郡の項町名の欄中「波方町、大西町、菊間町及

び」を削り、同表喜多郡の項同欄中「長浜町及び」を削る。

（愛媛県道路占用料徴収条例の一部改正）

**第27条** 愛媛県道路占用料徴収条例（昭和43年愛媛県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「及び村」を削る。

（愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

**第28条** 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「市町村」を「市町」に、「行なう」を「行う」に改める。

第3条第1号中「市町村道」を「市町道」に改める。

第9条の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条第2項中「町村」を「町」に改める。

（愛媛県地方港湾審議会条例の一部改正）

**第29条** 愛媛県地方港湾審議会条例（昭和49年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「地元市町村」を「地元市町」に改める。

（愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例の一部改正）

**第30条** 愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例（昭和54年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市町村道、」を「市町道、」に、「市町村道等」を「市町道等」に改め、同条第2項中「市町村道等」を「市町道等」に、「市町村の」を「市町の」に、「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第4条第3項中「市町村道等」を「市町道等」に、「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第5条中「市町村」を「市町」に改める。

（愛媛県の海を管理する条例の一部改正）

**第31条** 愛媛県の海を管理する条例（平成7年愛媛県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「市町村長」を「市町長」に改め、同条中「市町村」を「市町」に改める。

（愛媛県河川流水占用料等徴収条例の一部改正）

**第32条** 愛媛県河川流水占用料等徴収条例（平成12年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2金額の欄及び備考2中「町村」を「町」に改める。

（愛媛県法定外公共用財産使用条例の一部改正）

**第33条** 愛媛県法定外公共用財産使用条例（平成12年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

別表金額の欄及び備考2中「町村」を「町」に改める。

（都市計画法施行条例の一部改正）

**第34条** 都市計画法施行条例（平成15年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第8号の3並びに」を削り、「法」を「、都市計画法（昭和43年法律第100号）」に改める

。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条の表左欄中「及び今治広域都市計画区域（今治市の区域を除く。）」を削り、同条を第3条とする。

（愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

**第35条** 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号の表愛媛県肱川発電所の項位置の欄中「喜多郡肱川町」を「大洲市」に改め、同条第2項第4号の表愛媛県立北宇和病院の項位置の欄中「広見町」を「鬼北町」に改める。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

**第36条** 次に掲げる条例の規定中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

(1) 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第4条第2項

(2) 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第7条第1項

（愛媛県文化財保護条例の一部改正）

**第37条** 愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「市町村」を「市町」に改め、同条第2項及び第3項中「基く」を「基づく」に、「市町村」を「市町」に改め、同条第4項中「市町村」を「市町」に改める。

（愛媛県学校職員定数条例の一部改正）

**第38条** 愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「市町村立小学校」を「市町立小学校」に、「市町村立中学校」を「市町立中学校」に改める。

第3条中「市町村別」を「市町別」に改める。

（愛媛県県立学校設置条例の一部改正）

**第39条** 愛媛県県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表2大島高等学校の項位置の欄中「越智郡吉海町」を「今治市」に改め、同表伯方高等学校の項同欄中「越智郡伯方町」を「今治市」に改め、同表大三島高等学校の項同欄中「越智郡大三島町」を「今治市」に改め、同表北条高等学校の項同欄中「北条市」を「松山市」に改め、同表小田高等学校の項同欄中「上浮穴郡小田町」を「喜多郡内子町」に改め、同表長浜高等学校の項同欄中「喜多郡長浜町」を「大洲市」に改め、同表北宇和高等学校の項同欄中「広見町」を「鬼北町」に改める。

（愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部改正）

**第40条** 愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例（平成14年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、「独立行政法人日本学生支援機構法」を「「独立行政法人日本学生支援機構法」に改め、「こととされる学資の貸与」との下に「、旧条例第14条中「市町村」とあるのは「市町」とを加える。



附則第3項に後段として次のように加える。

この場合において、旧条例第14条中「市町村」とあるのは、「市町」とする。

(愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例の一部改正)

**第41条** 愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例(平成13年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市町村」を「市町」に改める。

第14条第2項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第5条の規定、第9条中愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第1愛媛県北条鹿島博物展示館の項及び愛媛県農業試験場の項の改正規定並びに別表第2愛媛県中央児童相談所の項の改正規定(「、北条市」及び「、温泉郡」を削る部分に限る。)並びに同表愛媛県松山中央保健所の項、松山中小企業労働相談所の項及び愛媛県中央家畜保健衛生所の項の改正規定、第16条の規定、第17条中愛媛県児童相談所設置条例別表愛媛県中央児童相談所の項の改正規定(「、北条市」及び「、温泉郡」を削る部分に限る。)、第19条の規定、第20条中愛媛県病害虫防除所等に関する条例第2条の表の改正規定、第21条及び第25条の規定、第35条中愛媛県公営企業の設置等に関する条例第3条第2項第4号の表愛媛県立北宇和病院の項の改正規定、第39条中愛媛県立学校設置条例別表2北条高等学校の項、小田高等学校の項及び北宇和高等学校の項の改正規定並びに次項の規定  
平成17年1月1日

(2) 第26条中愛媛県屋外広告物条例別表喜多郡の項の改正規定、第35条中愛媛県公営企業の設置等に関する条例第3条第2項第1号の表愛媛県肱川発電所の項の改正規定及び第39条中愛媛県立学校設置条例別表2長浜高等学校の項の改正規定  
平成17年1月11日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる改正規定の施行前に愛媛県松山地方局その他の機関の長がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)又はこれらの機関の長に対してなされた申請その他の行為(以下「申請等」という。)で、上浮穴郡小田町の区域に係るものは、同号に掲げる改正規定の施行の日以後においては、同日において新たに当該区域を所管することとなる愛媛県八幡浜地方局その他の機関の長がした処分等又はこれらの機関の長に対してなされた申請等とみなす。

3 この条例の施行の際現に第24条の規定による改正前の愛媛県普通河川管理条例様式第1号から様式第7号までの規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の愛媛県普通河川管理条例様式第1号から様式第7号までの規定により提出された書類とみなす。

#### ○愛媛県条例第48号

愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条 - 第20条」を「第18条 - 第21条」に、「愛媛県公文書公開審査会(第21条 - 第29条)」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(第22条 - 第30条)」に、「第30条 - 第36条」を「第31条 - 第37条」に改める。

第2条第1項第10号を次のように改める。

(10) 労働委員会

第6条第1項第4号中「次項、第10条から第12条まで、第14条、第15条及び第35条」を「第3項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第36条」に改める。

第7条第2項第1号ウ中「が公務員」を「が公務員等」に、「国家公務員及び」を「国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、」に改め、「規定する地方公務員」の下に「並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員」を加え、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同項第2号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「及び国等の機関」を「、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「又は国等の機関」を「、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号イ中「又は国等」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」を加え、同号を同項第6号とする。

第36条中「第21条第5項」を「第22条第5項」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第37条とする。

第35条を第36条とし、第31条から第34条までを1条ずつ繰り下げる。

第30条第1項及び第2項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第31条とする。

第3章第2節中第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条中「第22条第4項又は第24条」を「第23条第4項又は第25条」に改め、同条を第27条とする。

第25条中「第22条第1項」を「第23条第1項」に、「第23条第1項本文」を「第24条第1項本文」に改め、同条を第26条とする。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第22条第1項中「諮問実施機関」の下に「（個人情報保護条例第41条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。）」を、「公開決定等」の下に「又は開示決定等（個人情報保護条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）」、訂正決定等（個人情報保護条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（個人情報保護条例第40条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）」を、「の公開」の下に「又は開示」を加え、同条第3項中「公開決定等」の下に「又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等」を加え、同条を第23条とする。

第21条第1項中「第17条」を「第18条」に、「調査審議させるため、愛媛県公文書公開審査会」を「調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。）第40条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第2項中「4人以内」を「5人以内」に改め、同条を第22条とする。

「第2節 愛媛県公文書公開審査会」を「第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第20条中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改め、第3章第1節中同条を第21条とする。

第19条中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とする。

第17条中「第19条」を「第20条」に、「愛媛県公文書公開審査会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第2号中「第20条」を「第21条」に改め、同条を第18条とする。

第2章中第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「国」の下に「、独立行政法人等」を、「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人」を加え、同条第2項を次のように改め、同条を第15条とする。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を聴かなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2項第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

第13条第3項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条第1項ただし書中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（公益上の理由による裁量的公開）

**第9条** 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（愛媛県個人情報保護条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「利用停止」に、「第35条」を「第39条」に、「第36条 - 第39条」を「第40条 - 第43条」に、「是正の申出等（第40条 - 第42条）」を「苦情の処理（第44条）」に、「第3章 愛媛県」に、「第4章 補則（個人情報保護審査会（第44条 - 第52条））」を「第3章 補則（第46条 - 第52条）」に改める。

第1条中「削除」を「利用停止」に改める。

第2条第1号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第7条第1項第6号中「第20条から第24条まで、第28条第1項第5号、第30条から第32条まで、第34条第1項第5号、第40条第2項第5号及び第3項並びに第55条」を「第21条から第23条まで、第25条、第26条、第30条第1項第5号、第32条から第35条まで、第37条第1項第5号並びに第48条」に改め、同条第3項第3号中「愛媛県個人情報保護審査会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第8条第2項第6号及び第3項ただし書、第9条第5号並びに第10条第2項中「愛媛県個人情報保護審査会」を「審査会」に改める。

第12条第2項及び第14条第2項中「講ずよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

「第2節 個人情報の開示、訂正及び削除の請求」を「第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求」に改める。

第17条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 開示請求者（当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。）以外の者の個人情報が含まれる個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令の規定により又は慣行として当該開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、

開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該情報を除く。）

(2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある個人情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第17条第2項第6号を削り、同項第7号中「及び国等の機関」を「、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「又は国等の機関」を「、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号イ中「又は国等」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号エ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」を加え、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加え、同号を同項第7号とする。

ウ 評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

第17条第2項第9号中「未成年者」の下に「又は成年被後見人」を加え、同号を同項第8号とする。

第33条から第35条までを削り、第32条を第34条とし、同条の次に次の1条を加える。

（訂正請求に係る事案の移送）

**第35条** 実施機関は、訂正請求に係る個人情報第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第32条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

第31条第1項ただし書中「第28条第3項」を「第30条第3項」に改め、同条を第33条とする。

第30条を第32条とし、第29条を第31条とする。

第28条第1項第3号中「訂正請求」の下に「をしようとする個人情報の開示を受けた日その他訂正請求」を加え、同条を第30条とする。

第27条第1項中「第24条第1項又は第25条第3項」を「第26条第1項又は第27条第3項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第29条とする。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第26条を第28条とする。

第25条第3項中「第20条第1項及び第21条第1項」を「第21条第1項及び第22条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第24条を第26条とする。

第23条第1項中「他の地方公共団体及び個人情報の本人」を「独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）」を「開示決定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第25条とする。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第17条第2項第1号イ又は第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第19条の規定により開示しようとするとき。

第22条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(開示請求に係る事案の移送)

**第24条** 実施機関(議会にあっては、議長)は、開示請求に係る個人情報(他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関(議会にあっては、議長。以下この条において同じ。)において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(裁量的開示)

**第19条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

「第4節 是正の申出等」を「第4節 苦情の処理」に改める。

第40条及び第41条を削る。

第3章を削る。

第43条第1項第1号を次のように改める。

(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の規定の全部を適用しないこととされる個人情報

第43条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4項中「削除」を「利用停止」に、「第27条第1項又は第33条第1項」を「第29条第1項又は第36条第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第27条から第35条」を「第29条から第39条」に、「削除」を「利用停止」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第24条第2項」を「第26条第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第2章第5節中同条を第45条とする。

2 前項に掲げるもののほか、第2章第2節及び第3節の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない。

第42条の見出しを削り、第2章第4節中同条を第44条とする。

第39条中「第23条第2項」を「第25条第3項」に改め、

第2章第3節中同条を第43条とする。

第38条中「第36条」を「第40条」に改め、同条を第42条とする。

第37条第2号を次のように改め、同条を第41条とする。

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

第36条の見出し中「審議会」を「審査会」に改め、同条中「、第38条並びに第41条第3項及び第4項」を「及び第42条」に、「第30条各項」を「第32条各項」に、「削除決定等」を「利用停止決定等」に、「愛媛県個人情報保護審議会」を「審査会」に改め、同条第2号中「第39条」を「第43条」に改め、同条第4号中「削除決定等(削除請求)」を「利用停止決定等(利用停止請求)」に、「全部を削除する」を「全部について利用停止をする」に改め、同条を第40条とする。

第2章第2節中第35条の次に次の4条を加える。

(利用停止の請求)

**第36条** 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第8条の規定に違反して収集されたとき又は第9条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第12条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止請求の手續)

**第37条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 法定代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 利用停止請求をしようとする個人情報の開示を受けた日その他利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) 利用停止を求める内容及び理由

(5) その他実施機関が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

**第38条** 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の

利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置等)

**第39条** 第32条から第34条までの規定は、利用停止請求があった場合について準用する。

第53条の見出し中「国等」を「国又は他の地方公共団体」に改め、同条中「国等」を「国若しくは他の地方公共団体」に改め、第4章中同条を第46条とする。

第54条を第47条とし、第55条を第48条とし、同条の次に次の4条を加える。

(罰則)

**第49条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第50条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第51条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第52条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第56条を削る。

第4章を第3章とする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県情報公開条例第2条第1項第10号の改正規定及び第2条中愛媛県個人情報保護条例第2条第1号の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県情報公開条例第7条第2項及び第9条の規定は、この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の愛媛県情報公開条例第5条の規定によりされている請求についても、適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の愛媛県個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)第17条第2項、第19条、第24条、第25条及び第35条の規定は、この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の愛媛県個人情報

保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第15条第1項又は第27条第1項の規定によりされている請求についても、適用する。

- 4 この条例の施行前に旧個人情報保護条例第33条第1項の規定によりされている請求でこの条例の施行の際当該請求に対する措置がされていないものは、新個人情報保護条例第36条第1項第1号の規定によりされた請求とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第40条第1項又は第41条第1項の規定によりされている申出については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前に愛媛県公文書公開審査会又は愛媛県個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは愛媛県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について愛媛県公文書公開審査会又は愛媛県個人情報保護審議会がした調査審議の手続は愛媛県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 7 愛媛県公文書公開審査会の委員であった者及び愛媛県個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### ○愛媛県条例第49号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「市町村」を「市町」に改める。

第11条第3号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に、同条第4号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第4号の改正規定は、同月16日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた破産の宣告に係る浄化槽保守点検業者である法人に対する改正前の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第11条第3号の規定の適用については、なお従前の例による。

#### ○愛媛県条例第50号

愛媛県森林環境保全基金条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県森林環境保全基金条例**

(設置)

**第1条** 水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策を推進するため、森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、愛媛県森林環境税条例(平成16年愛媛県条例第46号)の規定による森林環境税の収入額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額で一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費並びに基金の管理及び運営に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(愛媛県森林環境保全基金運営委員会)

**第7条** 第5条に規定する事業に関する事項その他基金に関する事項を調査審議させる等のため、愛媛県森林環境保全基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**○愛媛県条例第51号**

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例**

愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、同条ただし書中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第8条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、「の各号」を削る。

第9条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第10条第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、「若しくは施設」の下に「(以下「工作物等」という。)」を加え、同条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 法第26条第2項又は第4項の規定により、これらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

第10条第4号中「第11条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第11条の次に次の5条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

**第11条の2** 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

**第11条の3** 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、県庁前の掲示板その他規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を愛媛県報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

**第11条の4** 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

**第11条の5** 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した工作物等の売却の手

続に関し必要な事項は、規則で定める。

( 工作物等を返還する場合の手続 )

第11条の6 知事は、保管した工作物等( 法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。 )を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第12条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第16条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第23条第3項」を「第33条第4項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第52号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例(昭和29年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表愛媛県松山西警察署の項管轄区域の欄中「及び大月山」を「、福見山及び越智郡波方町の梶取ノ鼻」に改め、「北条市」及び「温泉郡のうち中島町」を削り、同表愛媛県松山南警察署の項同欄中「、広田村」を削り、同表愛媛県久万警察署の項同欄を次のように改める。

上浮穴郡一円  
喜多郡内子町のうち本川、中川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵

別表愛媛県内子警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

喜多郡内子町のうち愛媛県久万警察署の管轄区域を除く区域

別表愛媛県鬼北警察署の項位置の欄中「広見町」を「鬼北町」に改め、同項管轄区域の欄中「広見町、日吉村」を「鬼北町」に改める。

第2条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を次のように改正する。

別表愛媛県大洲警察署の項管轄区域の欄中「喜多郡のうち長浜町、河辺村、肱川町」を削る。

第3条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を次のように改正する。

別表愛媛県新居浜警察署の項管轄区域の欄中「越智郡宮窪町大字友浦のうち梶島、明神島、家島、美濃島、鼠島(通称四坂島)」を「今治市のうち宮窪町四坂島」に改め、同表愛媛県今治警察署の項位置の欄中「今治市」を「今治

市旭町一丁目」に改め、同項管轄区域の欄中「今治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、波方町、菊間町、大西町、関前村」を「今治市のうち愛媛県新居浜警察署及び愛媛県伯方警察署の管轄区域を除く区域」に改め、同表愛媛県伯方警察署の項位置の欄中「越智郡伯方町」を「今治市伯方町」に改め、同項管轄区域の欄を次のように改める。

今治市のうち伯方町、吉海町、宮窪町(四坂島を除く。)、上浦町、大三島町  
越智郡一円

別表愛媛県松山西警察署の項管轄区域の欄中「越智郡波方町」を「今治市」に、「同市」を「松山市」に改める。

第4条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
愛媛県四国中央警察署	四国中央市	四国中央市 新居浜市のうち別子山
愛媛県新居浜警察署	新居浜市	新居浜市(愛媛県四国中央警察署及び愛媛県西条警察署の管轄区域を除く。) 今治市のうち宮窪町四坂島
愛媛県西条警察署	西条市新田	西条市(愛媛県西条西警察署及び愛媛県今治警察署の管轄区域を除く。) 新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区
愛媛県西条西警察署	西条市壬生川	西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津(東予集団施設地区を除く。)、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町(石鎚(字戸石、字湯浪及び字途中の川を除く。)を除く。)
愛媛県今治警察署	今治市旭町一丁目	今治市(愛媛県新居浜警察署及び愛媛県伯方警察署の管轄区域を除く。) 西条市河原津のうち東予集団施設地区
愛媛県伯方警察署	今治市伯方町	今治市のうち伯方町、吉海町、宮窪町(四坂島を除く。)、上浦町及び大三島町 越智郡
愛媛県松山東警察署	松山市勝山町二丁目	松山市(愛媛県松山西警察署及び愛媛県松山南警察署の管轄区域を除く。)
愛媛県松山西警察署	松山市須賀町	松山市の重信川と石手川との合流点、潮見山、城山、福見山及び今治市の梶取ノ鼻を結ぶ線以西の松山市の区域のうち公安委員会規則で定める区域
愛媛県松山南警察署	松山市北土居町	松山市の重信川と石手川との合流点、小栗一丁目、和泉北一丁目、拓川町及び朝生田町四丁目の境界の交点並びに福見山を結ぶ線以南の同市の区域のうち公安委員会規則で定める区域 東温市 伊予郡のうち砥部町



愛媛県久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡
愛媛県伊予警察署	伊予市	伊予市 伊予郡のうち松前町、中山町及び双海町
愛媛県大洲警察署	大洲市	大洲市 喜多郡
愛媛県八幡浜警察署	八幡浜市	八幡浜市 西宇和郡
愛媛県西予警察署	西予市	西予市
愛媛県宇和島警察署	宇和島市	宇和島市 北宇和郡
愛媛県愛南警察署	南宇和郡愛南町	南宇和郡

**附 則**

- この条例中、第1条の規定は平成17年1月1日から、第2条の規定は同月11日から、第3条の規定は同月16日から、第4条及び次項の規定は同年4月1日から施行する。
- 第4条の規定の施行前に次の表の左欄に掲げる警察署長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の右欄に掲げる警察署長がした処分等とみなし、同条の規定の施行前に同表の左欄に掲げる警察署長に対してなされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の右欄に掲げる警察署長に対してなされた申請等とみなす。

愛媛県久万警察署長（喜多郡内子町のうち本川、中川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡又は臼杵の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び愛媛県内子警察署長	愛媛県大洲警察署長
愛媛県八幡浜警察署長（西予市のうち三瓶町の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び愛媛県野村警察署長	愛媛県西予警察署長
愛媛県鬼北警察署長	愛媛県宇和島警察署長

**○愛媛県条例第53号**

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表越智郡選挙区の項を削り、同表松山市・温泉郡選挙区の項及び今治市選挙区の項を次のように改める。

松山市選挙区	15人
今治市・越智郡選挙区	7人

別表北条市選挙区の項を削る。

附則に次の2項を加える。

（選挙区に関する特例）

- 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第15条第1項の規定により、上浮穴郡及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月1日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。
- 合併特例法第15条第1項の規定により、大洲市及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月11日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。

**附 則**

この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 附則に2項を加える改正規定（附則第5項に係る部分に限る。） 平成17年1月11日
- 別表越智郡選挙区の項を削る改正規定及び同表今治市選挙区の項の改正規定 平成17年1月16日

**○愛媛県条例第54号**

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例**

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ウ及び第18条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

**附 則**

この条例は、平成17年1月1日から施行する。